

## 茅ヶ崎市民文化会館利用料金の減額免除の終了のお知らせ

いつも市民文化会館をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

茅ヶ崎市では、市内施設の使用料と利用料金の体系及びその減額免除のあり方に関して「使用料等の減額免除の見直しについて」（平成 29 年 2 月策定）に基づき受益者負担の適正化等を図っており、市民文化会館の利用料金の減額免除規定についても見直してまいりました。

その一環で、次のとおり減額免除規定を段階的に縮小し、令和 6 年 3 月 31 日のご利用分をもって終了することになりました。

利用団体等の皆様におかれましては、ご留意をいただき、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、市民文化会館では、今後とも皆様に安心して快適に施設をご利用いただけるよう努めてまいりますので、引き続きご利用いただきますようお願い申し上げます。

### 対象の団体等

- ☞ 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 10 条に規定する社会教育関係団体  
(※市民文化の向上に資する事業のために使用するとき)
- ☞ 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人で市内に存するもの  
又は心身障害者、老人等の団体で市が助成しているもの  
(※自らの事業のために使用するとき)

### 変更の内容

#### ☞ 令和 4 年 4 月 1 日以降のご利用分

ホール及び展示室の利用料金の減額免除がなくなります。

#### ☞ 令和 6 年 4 月 1 日以降のご利用分

会議室及び練習室の利用料金の減額免除がなくなります。

	現状	令和 4 年 4 月 1 日以降利用分	令和 6 年 4 月 1 日以降利用分
ホール・展示室	10%減額免除	減額免除なし	減額免除なし
会議室・練習室	10%減額免除	10%減額免除	減額免除なし

お問合せ先

茅ヶ崎市 文化生涯学習部 文化生涯学習課 文化推進担当

電話 0467-82-1111(代表)